

(写)

4 消安第 4022 号
令和 4 年 10 月 28 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化
について

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すよう要請しているところです。

昨日、岡山県内の採卵鶏飼養農場及び北海道内の肉用鶏飼養農場から、それぞれ管轄の家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加した旨の通報があり、各道県において「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）」に基づき当該死亡鶏等の検査を実施したところ、本日、いずれの事例においても鳥インフルエンザウイルス H 5 亜型に特異的な遺伝子が検出されました。

これらの結果を踏まえ、防疫指針に基づき、両事例の死亡鶏等について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

両事例は、今年度の渡り鳥飛来シーズンにおける国内初の家きん農場での発生事例となります。今シーズンは、環境省による野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査において、国内の複数地点で本病ウイルスが検出されていることから、環境中にひろく本病ウイルスが存在していることを念頭に、引き続き厳重に警戒する必要があります。

つきましては、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底について、指導又は助言を実施するようお願いいたします。

その他、防疫指針第 4 の 1 の（1）にあるとおり、家きんの所有者等から異常家きんの通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に連絡するなど、迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきようお願いいたします。